

# 令和3年第10回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和3年10月25日(月)
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 菊池 すみ子  
委員 樋渡 奈奈子 委員 林 幹字  
委員 小野 聡子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
教育部長 阿部 英明  
理事兼学校教育監 伊藤 克宏  
生涯学習課長 水越 森蔵  
文化財課長 内海 年一  
参事兼教育総務課長補佐 今野 一博
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐々木多恵子
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程  
日程第1 前回議事録の承認について  
日程第2 議事録署名委員の指名について  
日程第3 諸般の報告  
事務事業等の報告  
日程第4 議事  
議案第19号 多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について  
議案第20号 成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について  
日程第5 その他

## 教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

### 日程第1 前回議事録の承認について

## 教育長

はじめに、令和3年第9回定例会及び第5回臨時会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会、第5回臨時会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

異議がないものと認め、前回定例会及び第5回臨時会の議事録については、承認されました。

### 日程第2 議事録署名委員の指名について

## 教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、林委員、小野委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

### 日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

## 教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いたします。教育部長。

## 教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和3年第9回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、9月30日、多賀城市感染症災害対策本部会議が開催され、県内の新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた本市の対応等を協議しました。9月30日現在の対応状況は、別表のとおりです。

9月4日に開会した「令和3年第3回多賀城市議会定例会」は、10月4日に閉会しました。教育委員会関係議案は、前回の定例会で臨時代理事務報告をいたしました「令和2年度多賀城市一般会計歳入歳出決算」及び「令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」について、原案どおり可決されました。

10月1日、「第5回二市三町教育長会議」が利府町で開催され、教育長が出席しました。

10月7日、「仙台管内教育委員会協議会」が県合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

10月8日、小中学校の終業式が行われました。10月11日及び12日の2日間の秋季休業日を経て、13日に二学期の始業式を迎えました。

10月20日、「宮城県都市教育長協議会教育長・総務主管課長会議」が栗原市で開催され、教育長及び次長が出席しました。

来年度の新入学児童を対象とした「就学時健康診断」は、10月20日の山王小学校を皮切りに、10月28日に天真小学校、11月5日に多賀城小学校、11月16日に多賀城東小学校、11月19日に城南小学校、11月24日に多賀城八幡小学校の順で実施します。10月1日現在の対象児童数は、全小中学校で558名となっております。

小中学校の修学旅行は、城南小学校、天真小学校、高崎中学校及び第二中学校で終了しました。

生涯学習課関係ですが、10月10日、「第23回多賀城万葉まつり」が文化センター大ホールを会場に関係者のみで開催されました。万葉まつりの映像はウェブで生配信されました。

10月22日、「令和3年度第1回多賀城市社会教育委員会会議」が開催され、令和2年度社会教育関係事業実績や令和3年度社会教育事業について審議がされました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

文化財課関係ですが、10月6日、全国史跡整備市町村協議会大会がオンラ

イン形式により開催され、市長が出席しました。

10月15日、歴史的食文化体験学習の一環として、今年田植えをした古代米の稲刈りを市川字館前地区で実施し、城南小学校5年生121名が参加しました。

10月16日、宮城県が政庁南大路開通式を、多賀城市が多賀城南門建設現場見学会を、市川区住民を対象として開催しました。

10月21日、第13回多賀城南門等復元整備検討委員会を開催しました。

10月1日から12月19日までの間、市制施行50周年記念事業として、令和3年度企画展「多賀城への道ー地域を繋ぐ人と交通の古代史ー」を埋蔵文化財調査センター2階展示室において、10月1日から12月12日までの間、写真展「古写真で見る多賀城の移り変わり」を埋蔵文化財調査センター3階展示室において開催しています。

10月23日には、関連企画として、記念講演会「古代の交通と東北地方」を文化センター展示室において開催しました。

#### 教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### 教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

### 日程第4 議事

#### 議案第19号 多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の整理に関する規則の制定について

#### 教育長

次に、本会議に入ります。はじめに、議案第19号「多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」を議題といたします。

内容につきましては、関係職員から説明をいたします。参事。

#### 参事

それでは、11ページをお願いします。

「議案第19号 多賀城市教育委員会が行う行政手続における押印等及び性

別記載の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」を説明させていただきます。

今回の議案につきましては規則の「制定」としておりますが、実際は同じ目的のために複数の規則を「改正」する内容になっております。

この場合、複数の規則を一つひとつ改正するのではなく、一つのまとまった「関係規則の整理に関する規則」を制定する形にして、事務の効率化を図っているものでございます。

では、議案関係資料で説明いたしますので、14ページをお開き願います。

「1 改正の趣旨」でございますが、今回の規則改正につきましては、大きく分けて2つありまして、1つ目は「押印等の見直し」によるもの、2つ目は「性別記載の見直し」によるものでございます。

1つめの「(1) 押印等の見直し」につきましては、国の行政手続におきまして、書面・押印・対面を必要とせず、デジタルで完結できるように見直しを行うこととされておりまして、地方公共団体においても同様に実施することを求められております。

このような行政手続のデジタル化に向けた取り掛かりとして、国は押印や署名押印を見直す法令の改正を進めております。

本教育委員会における手続きにおきましても、押印等の見直しに取り組んでまいりますことから、今回2つの規則につきまして、申請者等に対して押印を求める様式を、押印を必要としない様式に改める改正をするものでございます。

なお、国もすべての見直しが完了しているわけではないという状況の中で、本教育委員会におきましても、今回改正する規則のほかにも押印等を求める規則はございますが、できるところから見直していくということで、今回は2つの規則を対象とさせていただいております。

次に「2 改正の内容」でございます。概要につきましてはこの14ページに記載しておりますが、具体的な内容を16ページ以降に記載しており、そちらで説明いたしますので、16ページをお開き願います。

まず、1つ目の「多賀城市教育財産管理規則」の改正内容につきまして説明いたします。

これは、「新旧対照表」と呼ばれるもので、改正前のものは右側に、改正後のものは左側に並べ、改正部分に下線を引いて見比べることができるようにしている資料でございます。

実際に改正する部分につきましては、17ページ以降に記載しております。お手数ではございますが資料を横にしてご覧ください。

17ページの「教育財産使用許可申請書」には、右側の改正前、すなわち現在の様式には申請者が記載する部分に押印を求める「㊟」マークがありますが、今回の改正で左側のように「㊟」マークを削ることとしております。

なお、この様式の一番下の欄にも「㊟」マークがありますが、これは行政側の押印欄になりますので、今回の改正の対象としておりません。また、表と表の間に下線を引いている「暴力団～」で始まる部分がありますが、これは強調するために元々入っているもので、今回の改正部分ではありませんのでご了承ください。

この規則には、このほかに押印を求める様式が3つございまして、18ページから20ページまでに記載しておりますとおり、申請人の「㊟」のマークを削ることとしています。

続きまして、2つ目は「多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則」でございまして、21ページから24ページまで新旧対照表を記載しております。これも申請者の押印を求める3つの様式について「印」の部分を削る改正をするものです。

以上が、押印等の見直しに伴う改正内容でございます。

ここで、14ページにお戻りください。

大きな2つ目は性別記載の見直しでございます。

まず、「1 改正の趣旨」でございますが、「(2) 性別記載の見直し」のところをご覧ください。

多賀城市が今年4月に策定いたしました「第2次多賀城市男女協働参画推進計画」に、特に重点的に取り組むべき項目の一つとして「多様性の理解と尊重」を掲げておりまして、その実現に向けた具体的な取組の一つとして「公文書における性別記載の要・不要の検討」を行うものとしております。本教育委員会におきましても行政手続における性別の記載の見直しに取り組んでまいりますことから、今回1つの規則につきまして、性別の記載を求める様式を、記載を必要としない様式に改める改正をするものでございます。

次に「2 改正の内容」でございます。先ほどと同様に新旧対照表で説明いたしますので25ページをお開き願います。

改正の対象となるのは「多賀城市立図書館条例施行規則」でございまして、実際に改正する部分につきましては、次のページ、26ページをご覧ください。

この「利用申込書」には、下側の改正前、すなわち現在の様式には申込者が記載する部分に性別の記載を求める「男／女」の表示がありますが、今回の改正で上側のように性別記載欄を削除することとしております。

15ページにお戻りください。

「3 施行期日」につきましては、令和3年11月1日としております。

本教育委員会にお諮りする規則改正の内容は以上となりますが、教育委員会に諮らずに教育長等が定めることができる、いわゆる「内規」と呼ばれるものの中にも押印欄や性別記載欄がある様式がありますが、こちらも早ければ11月1日付けで改正できるものから順次改正してまいります。

また、同様に各学校長等が学校運営の中で定める様式の中にも、押印や性別記載を求めたりするものがございますが、こちらにつきましても改正できることから改正していくよう、各学校長あて文書を発出する予定となっておりますので、御承知置きいただきたいと思っております。

以上で説明を終了いたします。

## 教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。小野委員。

## 小野委員

確認したいところが1点あります。17ページの様式第2号に下線が引いてあるのが印のところと氏名のところなのですが、例えば23ページの印のところだけになっているのは何か理由があるのか教えていただければと思いました。

## 教育長

参事。

## 参事

御説明が不足して申し訳ございませんでした。17ページの様式で説明したいと思いますが、㊟と書かれているものが下にもございまして、下のものは改正せずに上のものだけを改正するというので、㊟のところだけ下線をつけてしまうとどちらも改正みたいな形になってしまうため、氏名、㊟の一行分だけを氏名とするというところでこのような形で改正となります。

御説明は申し上げなかったのですが、資料の12、13ページのこちらが正式な議案の書き方になりまして、四行目の第一条のこちらに様式第二号及び様式第四号から第六号までの規定値、氏名、㊟に改めると、という書き方をしています。ここに該当するものを先ほどのように下線を引くのですけれども、㊟とだけしてしまうと下の㊟との区別がつかなくなってしまうのでこういう書

き方をしまして、対象となる部分に全部下線を引くということで表現をさせていただきます。

## 教育長

ほかに質疑はありませんか。樋渡委員。

## 樋渡委員

質問ではないのですが、多様性という事は分かるのですが、性別を抜いてしまうと今後色々な事があったときに、色々な検討する事項が出てくるのではないかなという事が一つ危惧しております。例えば、就学時検診や普通の検診でも、男子、女子に分かれてやっているときに、混乱があったりとか、今はトイレも男性用、女性用となっていますが、多様性となったときに車椅子用じゃなく別な書き方となるのかもしれないですよ。もし性別を除くのであれば、男性、女性、それから多様性の方の選択肢があってもいいのかなと感じました。一つ始まると色々進んでいくと思いますので、個人的にはもう少し検討してからの方がいいのかなと考えております。

## 教育長

参事。

## 参事

はい。冒頭で御説明をしておりますでしたが、今回性別に関しまして改正する規則は一つとしておりますが、内規と呼ばれるものの中にはたくさん性別に関する記載項目がございます、今も性別を書いているものもございます。例えば、もちろん就学時検診の場合には性別を記載する、というようになっております。やはり、学校現場で性別の確認をする必要もありますので、引き続き様式の中に残ったままとしております。委員がおっしゃるとおり、慎重に、できるところから性別欄の記載を削除したり、残したりを検討しながら改正していきたいと思っております。

## 教育長

やれるところから進めていくということになります。樋渡委員。

## 樋渡委員

一般的な話として、男性が女性のトイレに入ったりとか何かあったときに、



そういうのが無いとわかりづらいのかなと、余計な事なのかもしれませんが考えたりしました。

#### 教育長

ほかに質疑はありませんか。小野委員。

#### 小野委員

意見ではないのですが、他の市町村では男女の記載はどのように進めているのか教えていただけないでしょうか。

#### 教育長

参事。

#### 参事

他の市町村においても同じように、男女共同参画の観点から国が主導して全国的に進められておりまして、例えば、教育委員会の話ではないですが、多賀城市よりも先に石巻市で進んでおりまして、令和元年度から方針を策定しまして、段階的に整備を進めている状況があります。他の自治体として、名取市では、令和2年度から段階的に方針を定めて廃止していつている状況です。他の市に関しましては、これからという状況でございまして、やはり難しい問題のかなというところがございます。他の自治体においても、一律的に廃止するというのではなく、慎重に検討するというところがございます。多賀城市については、今年の11月1日を始めとして、取り組んでいきたいと思いますので、教育委員会においても足並みを揃えて段階的に改正するものがございます。

#### 教育長

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### 教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第19号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

## 教育長

異議がないものと認め、議案第19号について原案のとおり決定します。

### 議案第20号 成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について

## 教育長

次に、議案第20号「成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について」を議題といたします。内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

## 生涯学習課長

それでは、議案第20号の資料で御説明をさせていただきます。

成年年齢引き下げに伴う成人式の対象年齢について決定をしたものです。

これは、民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることによって下記の事項を聞き取りしたものです。

成人式の対象年齢について令和4年度以降、令和5年の成人式ということになります。その対象を従来通り20歳としたいというものでございます。

2ページをご覧ください。民法改正により成人年齢が20歳から18歳に引き下げられるというものでございます。

1の改正の概要ですが、記載の通りでございますが、成年年齢の見直しは明治9年以来ということでございます。18歳の成年年齢にしまして、積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにするということで改定するものです。令和4年4月1日から施行されます。

2の成人式についてでございます。成人式についてはその実施に具体的な法律等はありません。その対象年齢を何歳とするか、また、成人式のありかたについては地方公共団体の判断で決められているものでございます。

なお、祝日法に基づく成人の日は、おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます日と定められておりまして、おとなというものと成人が必ずしもイコールというものではないということでもあります。

(2)、私たち多賀城市の成人式ですが、1月の成人の日を含めた三連休の中日に実施しております。ここ3年の参加者の実績ですが、55パーセントから6割、7割ぐらいの参加率となっております。

今年3月、社会教育委員の皆様、成人式の実施についてアンケートを実施しておりました。社会教育委員の皆様は10名いらっしゃいまして、問1、対

象年齢はどうしたらよいですかと聞いたところ、令和3年3月時点での回答は、20歳という方は4名、18歳という方は6名ということでございました。従来通り20歳の対象の開催と答えた方で、それはなぜですかと聞いたところ、2番の18歳の場合は経済的負担が大きい、大学受験、就職活動の配慮のためという意見がありました。委員で18歳対象とした方に、どういう理由ですかと聞いたところ、高校卒業など人生の転機にもあたるため、民法と同じ年齢にするためなどの意見が出ております。

4、令和4年度、来年に18歳、19歳になる方、今現在高校2年生、高校3年生の方、またその保護者の方に対するアンケートを実施したものでございます。対象は市内に在住する方で、1,195名、プラスその保護者に実施いたしました。

(3)のアンケート結果の概要ですが、有効回答数が515件、そのうち18歳、19歳、成人式対象となる方が32.5%の回答率となっています。問2の対象年齢について聞いたところ、アの従来通り20歳としたほうがよいは、94.2%となりました。485名の方に回答していただいたのですが、そのうち保護者の方には126名の方に回答していただきました。

また、イ、18歳にした方がいいという方は30人で全体の5.8%、保護者にいたっては1名となっております。

次に5ページをご覧ください。それぞれ20歳と18歳と答えた方の理由を聞いております。まず問3ですが、20歳と答えた方にその理由を聞いたところ、アで大学受験や就職活動への配慮のためというのが36.7%の方が答えています。また、ウの全ての法定年齢が引き下げられないため、飲酒とかそういうものは20歳のままになってます、ということでございます。そのほかエ、20歳で行う今までの伝統大切にしたいという方もいました。その他の部分にあるのですが、数年越しに学生時代の友達と会うことが成人式の楽しみであるというのも、本人たちからするとそのような意識があるのだろうということになります。

また、高校在学中に成人式を行うと、1月に行った場合、3月に卒業式もあり、近い間に式典が2つあるのも大変だということもございました。

次に、問4、20歳でやりたいという方に式の名前を聞いております。まずアは二十歳を祝う会は90人、18.5%。圧倒的に多かったのは、エの成人式で291人の60%となっております。その他の意見は、新成人式など名前はあまりこだわらないという意見もあります。

次に問5になります。こちらは成人式を18歳でしたいという方に対して、その理由を聞いたところ、アの法律で定められた成年年齢に合わせるべきだと

いう方は36.9%、成人式に参加することが契機となって大人の自覚が生まれるからという方は31.6%、地元にいるときに開催したほうが良いという方は27.6%ということです。これを踏まえて、他の自治体の状況について次の5、他自治体の決定状況についてで御説明いたします。全国の市町村を確認したところ、令和3年1月現在ですが、20歳にするか18歳にするか決定している団体は586団体ありまして、全ての団体が20歳、もしくは21歳、21歳のところは夏の成人式を行うという形になっております。

県内の状況でございます。令和3年8月現在ですが、決定しているところが18団体ありまして、全て20歳で行うということで、18歳で行うというところはありませんでした。

6、本市の決定についてでございます。このことについて、実は先週金曜日22日に社会教育委員会議がございまして、同じように御意見をお伺いしておりました。その上での話になるのですが、(1)の対象年齢について令和4年度以降の式典についても対象年齢を従来通り20歳としたいと事務局では考えておりました。社会教育委員の皆様も同様の意見でございました。(2)の式典の名称については事務局の案としては「成人式(二十歳を祝う会)」としたいと考えておりましたが、これについては令和4年度以降ということは冒頭で御説明しましたが、令和5年1月の成人式からとなりますので、もう少し時間をかけて議論をし、名前については決定させていただきたいと思っております。

#### 教育長

ただいまの説明について質疑はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

#### 教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第20号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### 教育長

異議がないものと認め、議案第20号について20歳で成人式を実施し、名称については議論を継続することで決定します。

## 日程第5 その他

### 教育長

次に、日程第5その他に入ります。

各委員等から、議題としたい事項等はありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

### 教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和3年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後1時36分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐々木多恵子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和3年11月24日

多賀城市教育委員会

教育長印

委員印

委員印